

第 1 9 回成田市農業委員会総会議事録

平成 2 2 年 1 月 2 2 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 19 回 成田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 22 年 1 月 22 日(金) 午後 2 時から 4 時 15 分
2. 開催場所 成田市役所 6 階 中会議室
3. 出席委員(26 名)

議長	海 保 博		
2 番	村 嶋 孝 志	15 番	木 下 敏
3 番	鈴 木 清	16 番	伊 藤 勝
4 番	仲 山 綾 夫	17 番	石 井 賢 二
5 番	菅 澤 一 郎	20 番	岩 立 隆
6 番	龍 崎 文 雄	21 番	清 宮 茂 樹
7 番	宇佐美 薫	22 番	佐久間 勇
8 番	鵜 澤 恵 治	23 番	岩 澤 貞 男
9 番	根 本 喜久治	25 番	吉 田 三 男
10 番	西 村 千 尋	26 番	大 里 操
11 番	荒 居 稔	27 番	秋 山 哲 也
12 番	金 岡 二三克	28 番	岡 野 政 男
13 番	石 原 輝 夫	29 番	宮 野 茂
14 番	宍 倉 日出夫		

4. 欠席委員(3 名)

18 番	西 野 潤志郎	24 番	小 林 典 男
19 番	小 池 利 道		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 議案第1号 あっせんの継続について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 買受適格証明願いについて
議案第6号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについて
議案第7号 平成21年度第10次農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 あっせん結果について
報告第2号 専決処分について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地等の現況に関する照会について

6. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	柿沼	廣
主幹	芝山	幸一
副主幹	荒井	康夫
主査	麻生	恭弘
主査	木内	悦夫

1 番
海保職務代理

開会に先立ち、本日、会長が体調不良により欠席のため、成田市農業委員会総会会議規則第16条「会長の代理」の規定、及び第4条の規定により、私が議長をつとめさせていただきます。

(午後2時開会)

議 長

これより第19回成田市農業委員会総会を開会いたします。
本総会の委員定数は29名で、本日の出席委員は26名、欠席委員は3名(18番・西野潤志郎委員、19番・小池利道委員、24番・小林典男委員)でございます。

議案の審議に入るに先立ちまして、平成21年12月22日、第18回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配付してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

(諸 般 の 報 告)

1月12日(火) 運営委員会

於 市役所5階 502会議室
出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、宍倉
鈴木、大里委員 以上7名

1月19日(火) 第2小委員会

於 市役所5階 502会議室
出席者 龍崎、海保、村嶋、菅澤、宇佐美、
伊藤、小林各委員 以上7名

次に、議事録署名人の指名を行いますが、議長において
議席番号 9番 根本喜久治 委員
10番 村千尋 委員
の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、
議案第1号 あっせんの継続について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 買受適格証明願いについて
議案第6号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者
についての証明願いについて
議案第7号 平成21年度第10次農用地利用集積計画の決定につ
いて

報告第1号 あっせん結果について
報告第2号 専決処分について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地等の現況に関する照会について
以上、議案7件、報告4件でございます。

それでは、順番が前後しますが、議案第1号、あっせんの継続につ
いては、あっせん結果に関連した議案でございますので、先に、30
ページ、報告第1号、あっせん結果について のご説明をお願いいた
します。

まず、1番、あっせん成立について あっせん委員よりご報告を
お願いいたします。

(木下委員の挙手あり)

議 長

木下委員

15番
(木下委員)

あっせん結果について、報告いたします。申出人は前林■■番地、
■■さんです。申請土地は前林字下田の田1筆 843 m²でございま
す。4名の買受候補者があげられました。1番の候補者にあっせんし
たところ、申出土地は条件も悪く、共に農作業をしている父親も高齢
であり、購入してまで規模拡大をする意思は無いとのことでした。2
番の候補者である一坪田■■番地、■■さんが、申請農地の隣接地を
耕作しており、一体として耕作しやすいとの理由で、買受の意思が確
認され、12月28日にあっせんが成立いたしました。以上でございます。

議 長

次に2番、あっせん不成立について、あっせん委員よりご報告をお
願いいたします。

(宇佐美委員の挙手あり)

議 長

宇佐美委員

7 番

(宇佐美委員)

申出人は前林■■番地、■■さんです。申請土地は一坪田字キサキの田1筆 1,922 m²でございます。3名の買受候補者があげられました。1番の候補者にあっせんしたところ、息子が農業を継がないため、購入の意思は無いとのことでした。2番の候補者は、同じく、息子が農業を継がないため、購入の意思は無いとのことでした。3番の候補者は、売買価格が高く、また、息子が農業を継がないため、購入の意思は無いとのことでした。以上でございます。

議 長

ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長

(6番 龍崎委員)

去る1月19日、午後1時より502会議室におきまして、全委員出席のもと第2小委員会を開催いたしました。本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。

では、報告に入ります。事前審査では、2番のあっせん不成立について、今後の継続についての質問があり、議案第1号で継続について審議いただくとのことでした。

議 長

以上、報告第1号、あっせん結果について、ご説明がございましたが、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第1号、あっせん結果については終了させていただきます。

それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、あっせんの継続について を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

明けまして、おめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。本総会より、今までと進行がだいぶ違っております。運営委員会でご了解をいただきまして、12月にご報告させていただきました、農林水産省及び農業会議の指導に添った形で総会を進めさせていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

それでは3ページをお開き願います。議案第1号、あっせんの継続についてでございます。成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第14条の規定によりあっせんの継続を、同基準第9条の規定により相手方候補者の選定についてご審議願うものでございます。先程、報告第1号で第18回総会において、あっせんの実施及び相手方候補者の承認、及びあっせん委員の指名をいただき、あっせん委員2名により相手方候補者3名に順次あっせんを行っていただきましたが、あっせん委員より同基準第13条第2項第1号、「そのあっせんが成立する見込みがないと認めた時」に該当すると認め、あっせんてんまつ書によりあっせん不成立の報告がございました。しかし、申出人はあっせんの継続を望んでいる為に、同基準第14条によりあっせんの継続の実施及び、同基準第9条の規定により新たな相手方候補者の選定について、ご審議をいただくものでございます。

1番、申出人、前林の■■■さんが、一坪田の田1筆 1,922㎡の土地につきまして、あっせんの実施を継続し、相手方候補者につきましては、近隣の農地を耕作する農家であっせん基準第4条第1項第1号の要件を満たしている者で、あっせん順位につきましては、同基準第5号第1項第1号の要件を総合的に勘案し、あっせん順位を定めております。順位につきましては1番、■■■さん、2番、■■■さん、3番、■■■さん、4番、■■■さん、5番、■■■さん、6番、■■■さんの6名を選定いたしました。なお、相手方候補者のあっせんが不成立の場合は、本来であればその都度総会にご報告しなければならないのですが、報告せず、次順位の候補者にあっせんを実施してよろしいか、併せてご審議をいただくものでございます。以上で議案第1号、あっせんの継続及び相手方候補者の選定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

事前審査では、あっせんはいつまで続けるのかとの質問があり、今回のあっせんが不成立ならば、打ち切りも考えなければならないとのことでした。その他、質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

以上、議案第1号、あっせんの継続について、に関する説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

12番
(金岡委員)

あっせんが不成立の場合はどうなるのでしょうか。

事務局
(柿沼局長)

あっせん不成立の場合ですが、あっせんはあっせん委員仲介のもと行うものですが、金額等の面で成立しなかった場合は、あっせん委員さんよりあっせん不成立とすることでてんまつ書があげられ、総会において報告いたします。申出人に対しては、あっせん不成立の通知をもって、あっせんを打ち切ります。

12番
(金岡委員)

打ち切られた後は、当人に任せるということですか。

事務局
(柿沼局長)

そうです。農業委員会としてはあっせんをしましたが、買手がいなかったということになりますので。その後は委員さんへ個人的に買手はいないかと相談に行くかもしれません。農業委員会としては前回3名、今回6名、計9名のあっせんを行って不成立とのことであれば、もう継続は難しいと思われ。後は地元の委員さんに個人的に相談に行くことは出来るかと思いますが、農業委員会としてはあっせん委員よりてんまつと報告が出されれば、もう、そこで打ち切りしかないのではないかと思います。

議 長

その他ありませんか。

29番
(宮野委員)

他の農業委員が買手を見つけた場合は、どのような扱いになりますか。

事務局
(柿沼局長)

あっせんはあっせん基準に従って行っております。また、あっせんの場合、売った人は所得税、買った人は不動産取得税がそれぞれ軽減

されます。これは基準に則って行われたものだからです。9名のあっせんを行って打ち切った後に、他の委員から話があったものについては、あっせんとはなりません。

議 長

その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、あっせんの継続について、採決いたします。あっせんの継続について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって、あっせんは継続することといたします。

次に、相手方候補者の選定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって、相手方候補者につきましては原案のとおりといたします。

以上で、議案第1号、あっせんの継続については可決されました。

次に4ページでございます。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

4ページをお開き願います。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人である西大須賀の■■さんが、譲渡人である西大須賀の■■さんが所有する西大須賀の田1筆 730㎡について、借受地を取得し、所有地を拡大したいという申請でございます。また、譲渡人

の事由は相手方の要望によるものでございます。申請地は根本名川土地改良区の受益地であり農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び譲受人においては、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

続きまして、5ページをお開き願います。

②贈与でございます。3件の申請がございました。

1番、譲受人である八代の■■さんが、譲渡人である八代の■■さんが所有する八代の田1筆 1,238 m²について、借受地の贈与を受け、所有地の拡大をしたいという申請でございます。譲渡人の理由は、離作補償として貸付地を贈与するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、譲受人である北須賀の■■さんが、譲渡人である北須賀の■■さんが所有する北須賀の畑2筆、田2筆、船形の田2筆、計6筆、合計面積2,006 m²について、父より贈与を受け、後継者として所有したいという申請でございます。また、譲渡人の理由は、後継者である子に贈与するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

3番、譲受人である八代の■■さんが、譲渡人である八代の■■さんが所有する八代の畑1筆 307 m²について、祖母より贈与を受け、後継者として所有地の拡大をしたいという申請でございます。また、譲渡人の理由は、高齢のため、後継者である孫に贈与するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

以上で議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

①売買についてですが、事前審査では、事務局の審査はどのように行っているかとの質問があり、書類審査、本人又は代理人からの聞き取り、現地確認等により事前審査を行っているとのことでした。その他、質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局

(荒井副主幹)

提出されました許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、「経営面積の合計が50a以上であること」、「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。また、現地確認をいたしまして、お手元に申請地の写真を用意いたしましたので、ご確認ください。1ページ目が当該申請地でございます。写真中央部分の水田でございます。現地を確認いたしました。良好に管理されており、今回の申請も借受地の取得ですので、周辺の農地利用への悪影響はないと思われま。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について ①売買を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について ①売買は可決されました。

次に、②贈与について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

第2小委員長

(6番 龍崎委員)

龍崎第2小委員長

②贈与について報告をいたします。

贈与の1番について、離作補償とはどういう事かとの質問があり、貸借の解約に当たりその農地の半分を贈与するものである、とのこと

でした。その他、質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局

(荒井副主幹)

贈与の1番から3番でございますが、いずれも、許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、「経営面積の合計が50a以上であること」、「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。先程と同じように現地の写真を用意いたしましたので、ご確認ください。

1番は2ページです。1行目の右端に②贈与-1と記載しております。申請地は2反5畝程度の田でございますが、縦に割った右側半分程の水田でございます。

2番の北須賀、船形でございますが、3ページの4枚の写真でございます。左上は北須賀の畑200㎡でございます。左にビニールハウスがございます。ハウスの右側の巾3尺から1間程度のスペース部分でございます。次に右上の北須賀の水田は、正面の部分でございます。左下の写真は北須賀の畑です。写真を横に切った中央部分で、白菜、ネギ等が植わっております。右下は船形の水田で、倉庫の右側の水田と中央の水田の間に畔がありますが、その畔の周辺約1反1畝の水田でございます。

3番は4ページでございます。八代の畑307㎡でございます。写真の前面ですが、手前部分は耕した状態でございます。奥の一見灌木のように茂って見える部分がございますが、ブルーベリーでございます。

このように現地を確認いたしましたが、いずれも良好に管理されており、今回の申請も借受地の贈与や家族内の贈与ですので、周辺の農地利用への悪影響はないと思われまます。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について ②贈与を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について ②贈与は可決されました。

以上で議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終わらせていただきます。

次に6ページでございます。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

6ページをお開き願います。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について でございます。

1件の申請がございました。

1番、申請人である川栗の■■■さんが所有する川栗の畑1筆2,579㎡の内、2,182.28㎡について、申請地を共同住宅(2棟)用地に転用したいという申請でございます。7ページに公図の写しがございます。なお、本総会より皆様のお手元にA4横型の案内図を配らせていただきましたので、議案の公図と併せて参照願います。申請地は国道51号を香取市方面に向かい、寺台十字路を右折し、主要地方道成田小見川鹿島港線から主要地方道成田松尾線を三里塚方向に向かい、遠山中学校先の信号機の手前を右折し、市道大清水東和田線に入りまして、約300m程進んだ十字路先の左側、市道川栗駒井野線と市道大清水畑ヶ田線に接しています公図の斜線部分が今回の申請地でございます。以上で議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

現地を確認しましたが、申請地は、市街化区域の近くで、市道の交差点に接した畑の一部です。近くには遠山中学校や公民館、郵便局などがあり、耕作されていた農地です。また、事前審査では質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

許可基準から見た検討事項についてご説明をいたします。

農地の区分については、農用地区域内農地ではなく、市街地化が見込まれる区域内にある農地であるため、第2種農地と判断されます。

転用目的については、共同住宅(2棟)用地で、第2種農地の場合、申請地以外で事業目的を達成できる場合には、原則として許可することができないことになっていますが、申請地以外には共同住宅に適した所有地がないという申請でございます。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

また、転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無については、自作地であり、借借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、3月1日着手、7月30日完了の予定でございます。

行政庁の許認可等の見込みについては、申請地は市街化調整区域で、都市計画法の手続きが必要ですが、都市計画法の開発行為についての事前協議について協議中でございます。

計画面積の妥当性については、転用面積2,182.28㎡の内、住宅の建築面積が2棟で646.44㎡、部屋数は20部屋で、ほかに駐車場29台、駐輪場・緑地など、申請地全体を有効利用する計画ですので、妥当な計画面積と思われます。なお、共同住宅については、面積要件はございません。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、今回の申請は一部申請ですが、残地も耕作できる幅で残す計画であり、特に問題は無いと思われまます。

その他、不許可要件に該当する事項はございません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について は可決されました。

次に8ページでございます。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

8ページをお開き願います。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

①売買でございます。2件の申請がございました。1番、2番は譲受人が同一人物でございますので一括で説明をさせていただきます。

1番、譲受人である吉倉の■■さんが、譲渡人である吉倉の■■さんが所有する吉倉の畑1筆 396㎡を売買により譲り受け、市道久米野吉倉線道路改良工事による移転のため、申請地を専用住宅用地に転用したいという申請でございます。

2番、同譲受人が、譲渡人である吉倉の■■さんが所有する吉倉の畑1筆 12㎡を売買により譲り受け、市道久米野吉倉線道路改良工事による移転のため、申請地を専用住宅用地に転用したいという申請でございます。9ページに公図の写しがございます。また、案内図、

議案第4号 5条-①売買-1・2 専用住宅用地をご覧願います。申請地は国道51号成田山入口交差点を右折し、市道東町東和田線に入り、京成電鉄側道を進み、東関東自動車道の手前を吉倉地内2号線に入り、約140m進んだ右側が今回の申請地でございます。案内図で言いますと、○に+の記号がついている場所でございます。

続きまして10ページをお開き願います。

②使用貸借権の設定でございます。4件の申請がございました。

1番、借受人である押畑の■■さんが、貸付人である押畑の■■さんが所有する押畑の田、現況は畑でございます。1筆 459㎡を借り受けて、国道408号道路改良工事による移転のため、申請地を専用住宅用地及び倉庫用地に転用したいという申請でございます。11ページに公図の写しがございます。案内図は議案第4号 5条-②使用貸借権の設定-1 でございます。申請地は安食バイパスを栄町方面に向かい、大谷津運動公園入口手前の200m右側が今回の申請地でございます。

続きまして12ページをお開き願います。2番、借受人である本城の■■さんが、貸付人である野馬込の■■さんが所有する野馬込の田1筆、現況地目は畑でございます。1,591㎡の内、365.80㎡を借り受けて、申請地を専用住宅用地に転用したいという申請でございます。借受人は現在、本人、妻、子供2人でアパート住まいのため、今後、子供の入園入学や長男としての後継などにより、実家の隣接地を父より借り受けて専用住宅を建築したいという申請でございます。13ページに公図の写しがございます。案内図は議案第4号 5条-②使用貸借権の設定-2でございます。申請地は県道成田滑河線から主要地方道成田下総線に入り、成田市立高岡小学校の信号から約1.2kmほど神崎町方面に進んだ場所を左折し、市道高野馬込線を約1.2kmほど進んだ十字路を右折して市道小浮野馬込線に入り、160m直進し、更に左折し、市道野馬込線を60mほど進んだ右側の宅地の隣接地が今回の申請地でございます。案内図で言いますと、○に+の記号がついている場所でございます。

続きまして14ページをお開き願います。3番、借受人である東京都文京区のマミヤ・オプティカル・セキュリティシステム株式会社代表取締役 那須伸介さんが、貸付人である名古屋の■■さんが所有する名古屋の田1筆 1,339㎡の内392㎡を借り受けて、ゴルフ場造成工事に伴う土砂の区域内移動のため、仮設道路用地として平成25年2月14日まで一時転用したいという申請でございます。一時転用完了後は農地に復元する旨の誓約書が添付されております。15ページに公図の写しがございます。案内図は議案第4号 5条-②使用貸

借権の設定－3・4でございます。申請地は県道成田滑河線を神崎町方面に向かい、水掛橋の約550m先を右折し、市道四谷名古屋線を直進し、JR高倉踏切を渡り、100m先を左折し、農道を900mほど進んだところが案内図で名古屋と表示されたところでございます。その表示場所を右折し、約300mほど進んだところを左側の谷津田の方に入り、この谷津田の4枚目が申請地でございます。

続きまして16ページをお開き願います。4番、借受人である東京都文京区のマミヤ・オプティカル・セキュリティシステム株式会社代表取締役 那須伸介さんが、貸付人である名古屋の■■さんが所有する名古屋の田2筆、現況は畑です。合計面積2,566㎡を借り受けて、ゴルフ場造成工事に伴う資材置場用地として平成25年2月14日まで一時転用したいという申請でございます。一時転用完了後は農地に復元する旨の誓約書が添付されております。資材置場にはゴルフ場用地の伐採した原木の一時置場として、また、伐採した材木等をチップ材として植林した木の肥料とするために工事中はこのチップ材の置場となります。また、一時転用完了後は農地に復元する旨の誓約書が添付されております。17ページに公図の写しがございます。案内図は先程の案内図と同一でございます。申請地は県道成田下総線を神崎町方面に向かい、成井交差点を左折し、県道横芝下総線に入り、千葉県立下総高等学校の信号を左折し、市道大菅原線に入り、500mほど進んだところを左折し、ゴルフ場敷地内道路を200mほど進んだ左側の谷津田の奥2枚目が申請地でございます。申請地の場所は案内図で資材置場と書かれた部分でございます。

次に、18ページをお開き願います。

③賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、賃借人である本三里塚の有限会社北総愛農会 代表取締役 渡邊明夫さんが、賃貸人である青山の■■さんが所有する青山の畑2筆 925㎡を借り受けて、農産物残渣をリサイクルして堆肥とするための堆肥場用地に転用したいという申請でございます。19ページに公図の写しがございます。案内図は議案第4号 5条－③賃貸借権の設定－1でございます。申請地は主要地方道成田下総線を神崎町方面に向かい、成井交差点を1.1km程直進し、倉水橋先を左折し、市道大和田倉水線から高青山旧県道線の青山橋を渡り、約300mほど進んだ所から、左の赤道に入り、40mほど進んだ左側が今回の申請地でございます。これにつきましても案内図に、○に＋の記号がついている場所でございます。以上で議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、①売買の1番と2番について、小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

現地を確認しましたが、申請地は、市道の拡幅が進められている土地に隣接する畑で、傾斜して窪地になっており、耕作はされていませんでした。東側は山林で大きな木が茂っていました。

また、事前審査では、①売買の1番、2番に関連して、移転原因である道路改良工事の道路幅についての質問があり、道路巾は6mとのことでした。その他、質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局
(木内主査)

農地の区分については、農用地区域内農地ではなく、甲種・第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地に該当すると思われるため、第2種農地と判断されます。

転用目的については、専用住宅で、第2種農地の場合、申請地以外で事業目的を達成できる場合には、原則として許可することができないことになっていますが、移転先として現在の自宅に近い申請地以外には適当な土地がないという申請でございます。なお、公図を見ていただきますと、左上の627番2が、道路用地として買収される予定ですので、占用許可を得て進入路として使用する計画でございます。

資力及び信用については、移転に伴う物件補償額提示書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後に着工、12月25日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、申請地は市街化調整区域で、1月中に都市計画法の開発許可申請の予定でございます。

計画面積の妥当性については、建築面積は96.88㎡、転用面積は408㎡ですので、建築面積の2/2分の100以内、かつ500㎡以内であり、妥当な計画面積です。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、特に無いと思われま。

その他、不許可要件に該当する事項はありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について ①売買の1番と2番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について ①売買の1番と2番は可決されました。

次に、10ページ、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

現地を確認しましたが、申請地は、市街化区域に隣接し、住宅等に囲まれた農地で現況は畑です。近くには美郷台小学校や大谷津運動公園などがあり、耕作はされていませんでした。

また、事前審査では質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

農地の区分については、農用地区域内農地ではなく、市街地化が見込まれる区域内にある農地であるため、第2種農地と判断されます。

転用目的については、専用住宅及び倉庫で、申請地以外には専用住宅に適した家族の所有地がないという申請でございます。

資力及び信用については、移転に伴う補償契約書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はございません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、3月1日着手、6月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、申請地は市街化調整区域で、1月中に都市計画法の開発許可申請の予定でございます。

計画面積の妥当性については、住宅と倉庫で建築面積は180.53㎡、転用面積は459㎡ですので、建築面積の2/2分の100以内、かつ500㎡以内であり、妥当な計画面積です。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、特にございません。

その他、不許可要件に該当する事項はございません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、次に、12ページ、②使用貸借権の設定の2番について、小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長

(6番 龍崎委員)

現地を確認しましたが、申請地は、貸付人の自宅に隣接する農地の一部で、現況は畑ですが、耕作はされていませんでした。隣接地は蓮

田です。また、事前審査では質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

農地の区分については、おおむね20ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断されます。

転用目的については、専用住宅用地で、第1種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請地は父親所有の農地で、集落の出身者が家族所有の農地を借りて住宅を建築し、両親と一緒に農業を行いたいという申請のため、例外的に許可できる場合に該当します。

資力及び信用については、貯金残高証明書及び父親との資金の使用貸借契約書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、3月1日着手、9月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、建築面積は130.41㎡で車庫と住宅部分でございます。転用面積は365.80㎡ですので、建築面積の2分の100以内、かつ500㎡以内であり、妥当な計画面積でございます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、特にありません。

その他、不許可要件に該当する事項はありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

29番

(宮野委員)

宅地転用の形状が変形的のようなのですが、それについての理由等を教えて下さい。

事務局
(柿沼局長)

13ページの公図の写しをご覧ください。宅地の形が悪いとのことです。申請地に家が建ちますが、周辺の土地は現在畑になっております。自家用野菜栽培用の畑を確保したいとのこと、周辺の畑は残されております。また、右側の■■番地につきましては、蓮田ですので境界、目一杯まで建築することは土台等の関係で避け、申請のような形となったものです。ご理解願います。

議長

その他、ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、次に、14ページ、②使用貸借権の設定の3番について、小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

現地を確認しましたが、申請地は、谷津田の中にある耕作されていない田で、申請のために草が刈られていました。周囲は山林と水路で、前後の田も遊休農地でした。また、事前審査では、転用に伴い、隣接農地の耕作に支障はないかとの質問があり、特に支障はないとのことでした。その他、質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議長

木内主査

事務局
(木内主査)

農地の区分については、農用地区域内の農地です。
転用目的については、仮設道路用地で、農用地区域内農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

資力及び信用については、貯金残高証明書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はありません。

土地改良事業受益地については、申請地は成田用土地改良区の受益地内ですが、土地改良区の意見書及び管理工区の同意書が添付されております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、2月15日着手、平成25年2月14日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、農地を三分割して中央を使う計画です。農地の一部を6m幅の仮設道路として使用したいという申請のため、妥当な計画面積であると思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、特に無いと思われま

す。一時転用である場合の妥当性については、ゴルフ場の造成工事を行う上で必要な土砂の区域内移動のための申請で、造成工事期間に合わせた転用期間であり、農振計画の達成にも支障がないため、妥当な申請であると認められます。図面を見ていただきますと、左側が山砂を採取した地区で砂が足りないとのこと。右側から左側に土砂の移動を行うとの内容の申請でございます。

不許可要件に該当する事項はありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、次に、16ページ、②使用貸借権の設定の4番について、小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

現地を確認しましたが、申請地は、谷津田の一番奥にある耕作されていない農地で、申請のために草が刈られていました。周囲は山林と水路で、隣接地も遊休農地でした。

また、事前審査では、一時転用完了後の農地復元についての質問があり、復元に関しては、誓約書も添付されているとのことでした。その他、質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

農地の区分については、農用地区域内の農地です。

転用目的については、資材置場用地で、農用地区域内農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当すると思われま

す。資力及び信用については、貯金残高証明書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はありません。

土地改良事業受益地については、申請地は成田用水土地改良区の受益地内ですが、土地改良区の意見書及び管理工区の同意書が添付されております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、2月15日着手、平成25年2月14日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、伐採した原木及び伐採した枝木等をチップ材として置きたいという申請で、造成区域が広いため、妥当な計画面積であると思われま

す。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、特別無いと思われま

す。一時転用である場合にはその妥当性については、ゴルフ場の造成工事を行う上で必要な用途及び造成工事期間に合わせた転用期間であり、農振計画の達成にも支障がないと認められるため、妥当な申請であると認められます。

その他、不許可要件に該当する事項はありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございま

せんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、②使用貸借権の設定の1番から4番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について ②使用貸借権の設定の1番から4番については可決されました。

次に、18ページ、③賃借権の設定の1番について、小委員長より現地調査の結果ならびに小委員会報告をお願いします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

現地を確認しましたが、申請地は、集落から少し離れた場所にある細長い農地の一部で、耕作されていない畑です。周囲は主に山林で、隣接する奥の畑も耕作されていませんでした。

また、事前審査では、堆肥場建設に伴う、周辺環境対策についての質問があり、隣接地権者の同意もあるとのことでした。その他、質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

農地の区分については、農用地区域内の農地です。

転用目的については、堆肥場用地で、農用地区域内農地は、原則として許可することができないとされていますが、今回の申請地は、農

業用施設用地として農振の軽微変更済みであるため、例外的に許可できる場合に該当します。

資力及び信用については、貯金残高証明書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、2月15日着手、4月15日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、転用面積925㎡の内、堆肥舎の建築面積は427㎡で、その他はダンプの進入路、作業用の重機やオガクズ置場などに使用する計画ですので、妥当な計画面積であると思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、特に無いと思われま

す。汚水・臭い・害虫対策等の環境面についてですが、汚水対策は、床面を防水処理し、汚水は汚水マスに集めて汲み取り処理。臭い対策は、臭気の軽減のため、オガクズ、油粕、すくもを入れ、臭気を軽減させ、気温が高くなる時期には、ハセッパー水と言われる臭気を消す液体を定期的に散布。害虫対策は、害虫駆除を定期的に行う計画でございます。その他、農政課の指導を受けながら進めるとのことでした。

その他、不許可要件に該当する事項は見当たりません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

23番

(岩澤委員)

北総愛農会とは、どのような業務をしている会社ですか。

事務局

(木内主査)

北総愛農会は農業生産法人であり、ワタナベというグループの一つです。問屋部門のワタナベ、加工部門のワタナベフーズ、そして北総愛農会は農業生産法人として生産活動を実施しております。以上3部門で活動しているグループの一つでございます。

(柿沼局長の挙手あり)

議 長

柿沼局長

事務局

北総愛農会の代表は渡邊明夫さんで、これは畑ヶ田の通称、ナベシ

(柿沼局長)	ヨウさんでございます。ここでは農作物の副産物であるジャガイモやしょうがの葉、人参の葉等を堆肥として再利用するため、ここに堆肥場を作り、リサイクルをしたいという申請でございます。
23番 (岩澤委員)	ワタナベグループが野菜くず等を利用して堆肥をつくるということですね。
事務局 (柿沼局長)	そうです。
議 長	他にございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、③賃借権の設定の1番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でございます。よって議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について ③賃借権の設定の1番については可決されました。以上で議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について の審議を終わらせていただきます。
	次に20ページでございます。議案第5号、買受適格証明願いについて でございます。事務局の説明を願います。
	(事務局長の挙手あり)
議 長	柿沼事務局長
事務局 (柿沼局長)	それでは20ページをお開き願います。議案第5号、買受適格証明願いについて でございます。千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願い」の申請が1件ございました。買受適格証明について、申請人を農地法第3条の規定による許可申請書と同様の審査をしていただくものでございます。また、併せて買受適格証明の交付を受けた申請人が最高価買受申出人となり、農地法第3条の許可申

請の提出があった場合には、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか併せてご審議を願うものでございます。

1番、香取市の■■さんですが、所の畑2筆 4,118㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願い」の申請がなされたものでございます。申請事由につきましては、農地がまとまっており耕作に便利のため、競売により権利を取得したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

以上で議案第5号、買受適格証明願いについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

事前審査では、申請人の営農状況についての質問があり、香取市発行の農家証明も添付されており、問題は無いとのことでした。その他、質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局
(荒井副主幹)

3条許可申請に準じて審査するわけですが、提出書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、「経営面積の合計が50a以上であること」、「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。

また、申請地の写真を用意いたしましたので、ご確認ください。5ページです。1行目に議案第5号、買受適格証明願いと記載しております。上の写真につきましては、建物の手前で建物に沿った部分の畑でございます。下の写真につきましては、手前部分の畑でございます。

現地を確認いたしました。良好に管理されており、「周辺の農地利用への悪影響はない」と思われます。以上です

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

29番

(宮野委員)

申請人の営農状況を教えてください。

事務局

(荒井副主幹)

営農面積ですが、田が8,135㎡、畑が12,145㎡、計20,280㎡を自作地として耕作されております。また、当該申請地では葉もの野菜をつくる計画とのことです。以上でございます。

議 長

その他、ございませんか

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、買受適格証明願いについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号、買受適格証明願いについて は可決されました。

次に21ページでございます。議案第6号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

21ページをお開き願います。議案第6号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについて でございます。生産緑地に係る主たる従事者の証明願いでございます。1件の証明願いがありました。生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に当たり、公津の杜3丁目の■■さんより、1番、公津の杜

三丁目■■番の畑1筆 6,434 m²の生産緑地について、主たる従事者の■■さんが、生産緑地法第10条の規定の死亡に該当し、生産緑地買取り申出に係る農業の主たる従事者についての証明願いがございましたので、第2小委員会で現地調査の実施、農家基本台帳の登載について、ご確認をしていただいております。現地は農地として管理されており、また、買取り申出者は農家基本台帳に登載されている従事者でございます。■■さんですが、平成■■年■■月■■日に死亡とのことでございます。申請地は案内図の最後のページ、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いでございます。買取り申出生産緑地は国道51号を千葉方面に向かい、公津の杜入口信号を右折し、市道加良部飯仲線を約550mほど直進し、ヤマダ電機手前を左折いたしまして、市道公津の杜三丁目11号線を200mほど進んだ左側の土地が買取り申出生産緑地でございます。以上で議案第6号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

現地は、畑のほぼ半分に野菜が作付けされ、残りの半分も、周辺の住宅地を考慮して良好に管理されておりました。また、事前審査では農家台帳の確認も行いました。質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第6号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第6号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについて は可決されました。

次に22ページでございます。議案第7号、平成21年度第10次農用地利用集積計画の決定について でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

22ページをお開き願います。議案第7号、平成21年度第10次農用地利用集積計画の決定について でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり協議がありましたので提出するものでございます。

25ページの一覧表をご覧ください。1-1利用権設定でございます。契約期間3年でございます。B-1番、荒海の畑1筆 664㎡について、利用権の設定をする者は荒海の■■■さんで、設定を受ける者は荒海の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。B-2番、押畑の田2筆 4,462㎡について、利用権の設定をする者は押畑の■■■さんで、設定を受ける者は押畑の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。B-3番、伊能の畑1筆 431㎡について、利用権の設定をする者は伊能の■■■さんで、設定を受ける者は吉岡の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。次に、契約期間4年でございます。B-4番、磯部の田6筆 17,722㎡について、利用権の設定をする者は磯部の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。B-5番、磯部の田3筆 3,000㎡について、利用権の設定をする者は磯部の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。続きまして26ページでございます。契約期間5年でございます。B-6番、吉岡の畑2筆 2,804㎡について、利用権の設定をする者は吉岡の■■■さんで、設定を受ける者は吉岡の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして契約期間6年でございます。C-1番、荒海の田1筆 3,000㎡について、利用権の設定をする者は荒海の■■■さんで、設定

を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。C-2番、荒海の田1筆 3,000㎡について、利用権の設定をする者は荒海の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。C-3番、下金山の田2筆 5,821㎡について、利用権の設定をする者は下金山の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。続きまして契約期間10年でございます。D-1番、野毛平の田7筆 5,718㎡について、利用権の設定をする者は野毛平の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-2番、野毛平の田2筆 4,025㎡について、利用権の設定をする者は野毛平の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-3番、西大須賀の田5筆 9,816㎡について、利用権の設定をする者は西大須賀の■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-4番、滑川の田2筆 2,973㎡について、利用権の設定をする者は滑川の合名会社富澤甚太郎商店で、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、再設定でございます。D-5番、奈土の田2筆 1,534㎡について、利用権の設定をする者は奈土の■■さんで、設定を受ける者は奈土の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-6番、奈土の田3筆 2,264㎡について、利用権の設定をする者は奈土の■■さんで、設定を受ける者は奈土の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。以上、1-1 利用権の設定でございます。24ページ総括表をご覧ください。合計契約面積は67,234㎡、田36筆、12件、63,335㎡、畑4筆、3件、3,899㎡でございます。また、新規設定が36,359㎡、田16筆、4件、36,359㎡でございます。再設定は、契約面積が30,875㎡、田20筆、8件、26,976㎡、畑4筆、3件、3,899㎡でございます。

続きまして1-2利用権の設定(転貸)でございます。農地保有合理化法人であります、かとり農業協同組合及び成田市農業センターが借り受けた農地を貸付するものでございます。28ページをお開き願います。契約期間4年でございます。BX-1番、磯部の田6筆 17,722㎡について、設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は長沼の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。BX-2番、磯部の田3筆 3,000㎡について、設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は磯部の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。次に契約期間6年でございます。CX-1番、荒海の田1筆 3,000㎡について、設定をする者は

成田市農業センターで、設定を受ける者は荒海の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。C X - 2 番、荒海の田 1 筆 3,000 m²について、設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は荒海の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。C X - 3 番、下金山の田 2 筆 5,821 m²について、設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は下金山の■■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。29 ページでございます。契約期間 10 年でございます。D X - 1 番、野毛平の田 7 筆 5,718 m²について、設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は馬場の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D X - 2 番、野毛平の田 2 筆 4,025 m²について、設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は馬場の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D X - 3 番、西大須賀の田 5 筆 9,816 m²について、設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は西大須賀の■■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D X - 4 番、滑川の田 2 筆 2,973 m²について、設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は西大須賀の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。

24 ページ総括表をご覧ください。合計契約面積は 55,075 m²、田 29 筆、9 件、55,075 m²でございます。そのうち、新規設定につきましては、契約面積 36,359 m²、田 16 筆、4 件、36,359 m²でございます。また、再設定につきましては、契約面積 18,716 m²、田 13 筆、5 件、18,716 m²でございます。以上の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件であります、農用地利用集積計画の内容が成田市の基本構想に適合するもの、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件が認められるもの、対象農地の関係権利者の同意が得られているものの各要件を満たしております。なお、新規設定につきましては、対象農地を事務局において現地確認したところ、それぞれ耕作されている農地でございます。以上で議案第 7 号、平成 21 年度第 10 次農用地利用集積計画の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(龍崎第 2 小委員長の挙手あり)

議 長	龍崎第2小委員長
第2小委員長 (6番 龍崎委員)	事前審査では質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。
議 長	ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしの声がございましたので、議案第7号、平成21年度第10次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でございます。よって議案第7号、平成21年度第10次農用地利用集積計画の決定について は可決されました。 次に、31ページでございます。報告第2号、専決処分について でございます。事務局の説明を願います。 (事務局長の挙手あり)
議 長	柿沼事務局長
事務局 (柿沼局長)	それでは31ページをご覧いただきたいと存じます。報告第2号、専決処分について でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これをご報告するものでございます。32ページをお開き願います。①農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。8件の届出がございました。いずれも内容につきましては、32ページから33ページに記載のとおりでございます。添付書類も含め、完備しておりましたので事務局長専決により書類を受理いたしました。 続きまして34ページをお開き願います。②農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。34ページから37ページまで12件の届出がございました。いずれの内容につきましても、記載のとおりでございます。添付書類も含め、完備しておりましたので事務

局長専決のもと書類を受理いたしました。

続きまして38ページをお開き願います。③転用事実確認証明でございます。4条で4件の証明願いがございました。次に39ページをお開き願います。5条で1件の証明願いがございました。事務局職員が転用事実について現地調査をしたところ、記載のとおりでございますので事務局長専決により証明書を交付いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長

龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

事前審査では、特に質問等はございませんでした。

議 長

ただいまの説明ならびに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第2号、専決処分については終了させていただきます。

次に、40ページでございます。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について でございます。事務局の説明を願います。

事務局
(柿沼局長)

それでは40ページをお開き願います。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について でございます。40ページから42ページまで11件の通知がございました。いずれも内容は記載のとおりで、賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく合意解約の通知でございます。添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いし

ます。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長 龍崎第2小委員長

第2小委員長 事前審査では、特に質問等はございませんでした。
(6番 龍崎委員)

議 長 ただいまの説明ならびに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 質問等無いようですので、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知については終了させていただきます。

続きまして、43ページでございます。報告第4号、農地等の現況に関する照会について でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは43ページをお開き願います。報告第4号、農地等の現況に関する照会について でございます。千葉地方法務局成田出張所より5件、香取支局より1件、合計6件の農地等の現況に関する照会がありましたので、農業委員が現地調査を行いました結果、43ページの記載内容のとおり回答をいたしましたので報告するものでございます。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(龍崎第2小委員長の挙手あり)

議 長 龍崎第2小委員長

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

事前審査では、特に質問等はございませんでした。

議 長

ただいまの説明ならびに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第4号、農地等の現況に関する照会については終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもちまして、成田市農業委員会第19回総会を閉会いたします。

慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後4時15分閉会)